

21. 61

特許出願の出願日の認定の取扱い（特）

1. 出願日の認定

下記の（１）から（３）までに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない（特38条の2第1項）。

- （１）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （２）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- （３）明細書（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を英語その他の外国語（特36条の2第1項、特施規25条の4）で記載した書面。）であると外見上認められる部分が添付されていないとき（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法により特許出願をするときを除く。）。

2. 補完指令

上記（１）から（３）のいずれかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をすることができる旨を通知しなければならない（特38条の2第2項）。ただし、出願人に連絡することを可能とする表示がされなかった場合を除く。

3. 補完をすることができる期間

上記2. の補完をすることができる旨の通知の日から2月以内（特38条の2第3項、特施規27条の7）

通知を受ける前に補完（自発補完）をする場合には、特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月以内（特38条の2第9項、特施規27条の9）

4. 手続補完書による補完

特許出願について補完をするには、手続補完書（特施規様式第37）を提出しなければならない。ただし、明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に明細書を提出しなければならない（特38条の2第4項）。明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に必要な図面（外国語書面出願にあつては、必要な図面でこれに含まれる説明を英語その他の外国語（特36条の2第1項、特施規25条の4）で記載したもの。）を提出することができる（特38条の2第5項）。

なお、願書に添付すべき特許請求の範囲や要約書を提出する場合には、手続補完書ではなく、手続補正書に記載して提出する。

5. 出願日の認定

補完をすることができる旨の通知を受けた者が期間内にその補完（自発補完を含む。）をしたときは、その特許出願は、手続補完書を提出した時にしたも

のとみなす。この場合において、特許庁長官は手続補完書を提出した日を特許出願の日として認定し（特38条の2第6項）、認定した出願日を出願人に通知する。手続補完書の提出と同時に提出された明細書及び図面は願書に添付して提出したものとみなす（特38条の2第7項）。

6. 出願の却下

補完をすることができる旨の通知の日から2月以内にその補完をしないときは、当該特許出願を却下することとする（特38条の2第8項）（→15.20）。

（新規平成28・4）